

# 尾北民商

9月15日号

尾北民主商工会  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 「小規模企業振興基本法にもとづく施策の充実を！」 日本共産党地方議員団と懇談！ 【当面の日程】 この秋すべての自治体での交渉を！

日	曜	会議、行事など
15	月	
16	火	無料法律相談
17	水	拡大推進委員会
18	木	婦人部拡大行動 尾北共済会理事会
19	金	革新・あいちの会
20	土	事務局会議 NEXT-BMプロジェクト
21	日	江南中・東バスハイク
22	月	
23	火	
24	水	無料法律相談
25	木	
26	金	矢田元事務局員おつかれ さん会
27	土	
28	日	統一宣伝行動(岩倉) 前進座公演
29	月	第5回三役会
30	火	無料法律相談
10/1	水	第5回常任理事会
2	木	
3	金	
4	土	事務局会議
5	日	第2回幹部学校
6	月	婦人部三役会
7	火	無料法律相談
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	相談活動拡大運動全国 交流会
12	日	
13	月	
14	火	婦人部世話人会 無料法律相談

8月27日、日本共産党地方議員団と尾北民商との懇談会が行なわれました。昨年、7年ぶりに開催し、双方の問題意識が深まったという経験から、今年も開催することとなりました。

懇談会には、江南、岩倉、扶桑の3自治体から5名の議員が参加しました。尾北民商からは、千田会長をはじめ12名の役員・事務局員が参加しました。

千田会長は、冒頭のあいさつで「小規模企業振興基本法が成立し、各自治体にも計画策定が求められる。小規模企業者への施策について意見を交換したい」と述べました。また、日本共産党からは岩倉市の木村冬樹議員から「与謝野町へ振興条例制定の視察に行った。条例制定前のとりくみが大切だと感じた」とのあいさつがありました。

その後、兼松事務局長が、①小規模企業振興基本法の中心点について、②自治体独自の補助金制度をはじめとした中小業者向

け施策について、③自治体の滞納整理マニュアルの見直しについて、④誰もが払える国保税への改善について、の4点で尾北民商としての問題意識を報告しました。

その後、それぞれについて各市町の取り組み、現状が出し合わせ、懇談しました。

### 小規模企業振興基本法とは？

従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業が地域経済の支え手として、雇用の担い手として大きな役割を發揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・自治体などが講ずることを求めた法律。そのなかでも、従業員5人以下の「小企業者」の役割に着目し、その振興が必要だとしている。

## 全自治体へ消費税10%増税中止の請願提出

尾北民商は、江南、犬山、岩倉、扶桑、大口の各9月定例議会に「『消費税増税の撤回を求める意見書』の提出を求める請願書」を提出しました。昨年の9月議会には、8%への消費税増税中止を求めた請願書を提出し、犬山市議会で趣旨採択された他は、いずれも不採択となっています。

消費税8%が導入された4月以降、消費税の負担増は国民の消費を冷え込ませ、政府がいう「想定内」では済まされない経済状況が進行しています。こうした中で来年10月に10%へ増税すれば、さらに、日本経済に打撃を与えることは明らかです。

各議会が、どういう判断をするのかが注目される場所です。

各自治体では議会改革が進んでおり、請願者の意見陳述の場が保障されるようになってきました。民商の消費税に対する考え方を議会の場で主張する機会です。議員との質疑応答も行なわれます。

付託される委員会の日程や、請願が審議される時間などは、まだ不確定ですが、大勢の傍聴参加で委員会を圧倒できるようご協力お願いいたします。委員会は、16日以降です。詳しくは、尾北民商事務所までおたずねください。

# 業者の要求を実現できる強く大きな民商を 会員、「商工新聞」読者の拡大にご協力を！